

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹⁰⁷〕

セルフメディケーション税制について ～確定申告によって一定額を控除できる 医療費控除の特例(新制度)～

Q1. セルフメディケーション税制とはどんな制度で

すか？

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日～平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定成分を含んだOTC医薬品(いわゆるスイッチOTC医薬品)の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った対価額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(上限:8万8千円)について、その年分の総所得金額等から控除する新税制です。

セルフメディケーション(自主服薬)推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設 (所得税、個人住民税)

1. 大綱の概要

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、**健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(※1)を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品(※2)の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円)について、その年分の総所得金額等から控除する。**

- (※1) 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診
 - (※2) 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品
(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。)
- (注) 本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

※セルフメディケーションは、世界保健機関(WHO)において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されている。

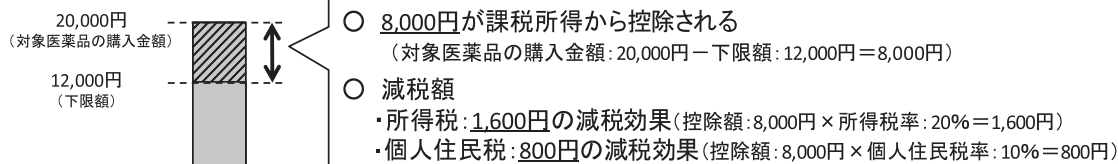
2. 制度の内容

■対象となる医薬品(医療用から転用された医薬品:スイッチOTC医薬品)について

- スイッチOTC医薬品の成分数: 83(平成29年1月13日時点)
 - 対象となる医薬品の薬効の例: かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬
- (注) 上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではない

本特例措置を利用する時のイメージ

- 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合(生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む)



Q2. 創設の目的はなんですか？

国民のセルフメディケーションの推進を目的としています。セルフメディケーションはWHOにおいて「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されています。セルフメディケーションを推進していくことは、国民の自発的な健康管理や疾病予防の取組を促進することはもちろん、医療費の適正化にもつながります。

Q3. 従来の医療費控除との関係はどのようになっていますか？

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)による所得控除と、従来の医療費控除を同時に利用することはできません。購入した対象医薬品の代金に係る医療費控除制度については、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制のどちらの適用とするか、対象者ご自身で選択することになります。

Q4. 「一定の取組」の証明方法に必要な書類はなんですか？

所得控除を受けるための「一定の取組」にあたる健診や予防接種等(このうちのいずれか一つを受けてい

ればよい)を受けた結果、発行される領収書または結果通知表を確定申告の際に提出・提示ください。提出書類には、氏名、一定の取組を行った年、事業を行った保険者、事業者若しくは特別区を含む市町村の名称又は医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載が必要です。

なお、申請者が任意(全額自己負担)で受診した健康診査は、「一定の取組」に含まれません。

Q 5 . 対象の医薬品はどんなものですか？

医師によって処方される医療用医薬品から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(いわゆるスイッチOTC 医薬品)です。

本税制の対象となるOTC医薬品(約1,500品目)は厚生労働省のホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html> で掲載しているほか、関係団体による自主的な取組により、対象医薬品のパッケージにこの税制の対象である旨を示す識別マーク(下記参照)を掲載した製品に置き換えています。

セルフメディケーション 税 控除 対象

- * 製品の大きさやパッケージの色により、このマークの大きさや色も異なります。
- * 製品は順次マーク付きに置き換わっていきますが、マーク無しでも同じ製品は制度の対象になります。

< 表示例 >



さらに、購入の際にお客様が受け取るレシートには、この制度の対象製品に★のような印と「セルフメディケーション税制対象」という印字か、手書きの注記がなされますので、そのレシートや領収書は大切に保管ください。

なお、薬局製造医薬品(薬局製剤)においても、対象成分を含有する品目がありますが、こちらは本税制の対象外となります。

Q 6 . 対象の医薬品を通信販売等で購入する際、支払い日が平成29年 1月 1日以降の場合、この制度の対象になるのでしょうか？

支払い日が施行日以降である場合は対象となります。

Q 7 . 控除の対象となる額は税込みか税抜きかどちらでしょうか？

実際に支払った税込み後の価格が控除の対象となります。

Q 8 . ドラッグストアで一律 %引きのセールが開催されている場合、控除額はどのような取扱いになるのでしょうか？

割引後の価格が控除額となります。

Q 9 . 購入した証明書類をなくしてしまった場合はどうすればいいですか？

セルフメディケーション税制を活用される場合は、必要事項を記載した領収書が必要ですので、購入した薬局等でレシートの再発行をしていただく必要があります。

また、証明書類に対象医薬品の目印が付けられていない場合も同様です。

Q 10 . 平成29年 1月 1日以降に新たにリストに追加された品目については、平成29年 1月 1日以降の購入であれば、リスト掲載前の購入であっても税制の対象になるのでしょうか？

対象となります。

(税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、藤澤利幸
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

<p>エネルギーと環境の ハーモニーを目指します。</p> <p>サンリン株式会社</p> <p>東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代) http://www.sanrinkk.co.jp/</p>	<p>健康な明日をめざして</p> <p>株式会社 上條器械店</p> <p>松本営業所 松本流通団地 ☎0263-58-1711 長野営業所 長野市栗田501-1 ☎026-227-2952</p>
--	---